

仕 様 書

1. 業務の名称

農業用ドローン普及イベント開催業務

2. 業務の目的

農業生産活動の省力化等に資するスマート農機、中でも農業用ドローンに焦点を当てた農業用ドローン普及イベントを開催し、農業者等に普及啓発を図る。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

4. 業務の内容

近年、普及してきた農業用ドローンについて、実演や操縦体験などの場を提供し、農業用ドローン普及の PR イベントを開催する。

【業務の詳細】

本業務は、会場の確保・配置調整・設営・撤収、安全対策、運営スタッフ等の配置、必要資材（テント、音響、発電機等）の準備・運搬、イベント実施後のアンケート調査・集計等、イベントに係る業務一式とする。

(1) 開催回数

1 回

(2) 開催時期

令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月 10 日までの土曜日又は日曜日

(3) 開催時間

4 時間程度（午前 9 時 00 分～午後 1 時 00 分予定）

(4) 開催場所

市内の運動公園等

(5) 業務内容

① 農業用ドローンデモンストレーション（以下、デモという。）、操縦体験

（ア）自動飛行等による散布デモ

※事前に散布飛行ルートを作成しておくこと。

（イ）その他の機能を紹介するデモ

（ウ）来場者による操縦体験

（業務の詳細）

- ・使用するドローンは、併せて 3 種 3 台以上とする。
- ・インストラクター等の適切な人員を配置すること。
- ・円滑に進行できるようタイムスケジュール管理を行うこと。
- ・来場者がデモのリアルタイム映像（情報）を確認できるよう、大型モニターを

設置し、放映すること。

- ・散布デモを行う際は、薬剤は使用せず、水道水を使用すること。
- ・来場者の安全を配慮し、飛行エリア区域を設定すること。

②農業用ドローンの展示

農業用ドローン等の展示ブースを設置すること。数種類のドローンを展示し、併せて説明資料・紹介 PV 等を設置すること。

③子ども向けドローン操縦体験等

小型ドローンを活用する等、子どもでもドローンに触れて楽しむことができるイベントを実施すること。

(6) その他留意事項

- ・チラシ等を作成・配布し、イベント開催の周知を行うこと。
- ・関係機関との調整や必要な手続き等を行うこと。
- ・ドローン賠償責任保険に加入すること。
- ・開催場所及び開催日時等は、市と協議の上、決定すること。
- ・荒天の場合は順延または中止とすること。

5. 報告書等の提出

(1) 報告書等の提出

業務の実施を完了したときは、速やかに報告書及び業務の成果物を市に提出すること。

(2) 成果物

業務の成果について、紙及び電子媒体に記帳（記録）して納品すること。

①農業用ドローン普及イベント実施に係る成果一式（写真・動画等により履行状況が確認できるもの、当日資料、アンケート集計結果等）

※写真データについては元データ（J P E G形式）・サムネイル、それぞれ納品すること。映像については、サイズ1080p以上のMP4形式で、それぞれ納品すること。

(3) 納品場所

報告書等の納品場所は、下関市農林水産振興部農業振興課とする。

6. その他の留意事項

(1) 著作権

この業務の成果物に対する諸権利について、市に帰属するものとする。

(2) 個人情報の取扱

別紙2「個人情報取扱特記事項」のとおり

(3) 環境に関する配慮事項

別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

(4) 下関市暴力団排除条例による措置

別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

(5) 関係法令の遵守

ドローンの飛行に際しては、航空法等の関係法令を遵守すること。

(6) 疑義に関する協議

この仕様書において、明示がない事項又は疑義が生じた場合、その都度、双方協議の上、決定するものとする。